

小金井市環境美化サポーター制度活動マニュアル

参加方法

1. 参加希望する「団体等（概ね5名以上とする）」（自治会、町会、市民グループ、商店会、学校及び企業）は、まず、ご自身たちで活動する場所を選定します。
活動可能となる場所は次のとおりです。（原則、ご自分達のお住まい周辺を活動区域とします。）
 - (1) 公園（市が管理する都市公園、児童遊園、子供広場、緑地）原則として1団体当たり1箇所とする。
 - (2) 道路等（市内道路）原則として1団体当たり、1区間概ね50メートル以上とする。
2. 活動場所について市役所各窓口（公園＝環境政策課、道路等＝道路管理課）へ相談に行きます。ここで具体的な活動場所の範囲を担当課と協議します。
3. 団体は、活動届出書を提出し、市はその内容が適切であれば団体と合意書を取り交わします。

活動内容

1. 団体の役割
団体は合意書に基づき、次の活動を行います。
 - (1) 活動場所の散乱ごみの収集や草刈り
 - (2) その他の美化活動
活動は原則年6回以上行い、年度終了後に活動報告書を提出していただきます。
2. 市の役割
市は合意書に基づき、団体に対し次の支援をします。
 - (1) 活動に必要な物品や用具類の支給
清掃用具等請求書を提出することにより活動に必要な用具等（竹ぼうき、ちりととり、ごみはさみ、軍手、ベスト）を支給します。保管は各自で行っていただきます。
 - (2) 団体名称及び活動内容を記したサインボード（表示板）の設置
（設置を希望する団体のみ）
 - (3) 活動に係る傷害保険の加入
（「東京都社会福祉協議会ボランティア保険」傷害・賠償セットにした単年度更新

型保険。同保険に既加入者は不要。効力は都内での活動についてのみ。)

万一、事故等が発生した場合は直ちに担当課までご連絡ください。

※保険の加入について

ボランティア保険の加入は、要綱様式第1号活動届出書サポーター名簿に記載のある個人全員の加入をいたします。保険に加入する条件として、被保険者の住所・氏名・電話番号を記載した名簿の提出が必要となるため、サポーター名簿に記載いただいた方は保険事業者に個人情報を提供することとなります。ご了承ください。(加入する傷害保険は単年度更新型の「東京都社会福祉協議会ボランティア保険」です。他の活動により同保険に既加入の方は、重複して加入する必要がないためお申し出ください。)

(4) 活動により回収されたごみの収集

(事前に市役所ごみ対策課へ「ボランティア清掃袋(無料)」を申請し使用する。活動により回収されたごみは、各自持ち帰り、責任を持ってそれぞれの収集日に出す。持ち帰ることが出来ない程の多量時や市で収集できないごみについては、ごみ対策課まで連絡する。)

その他

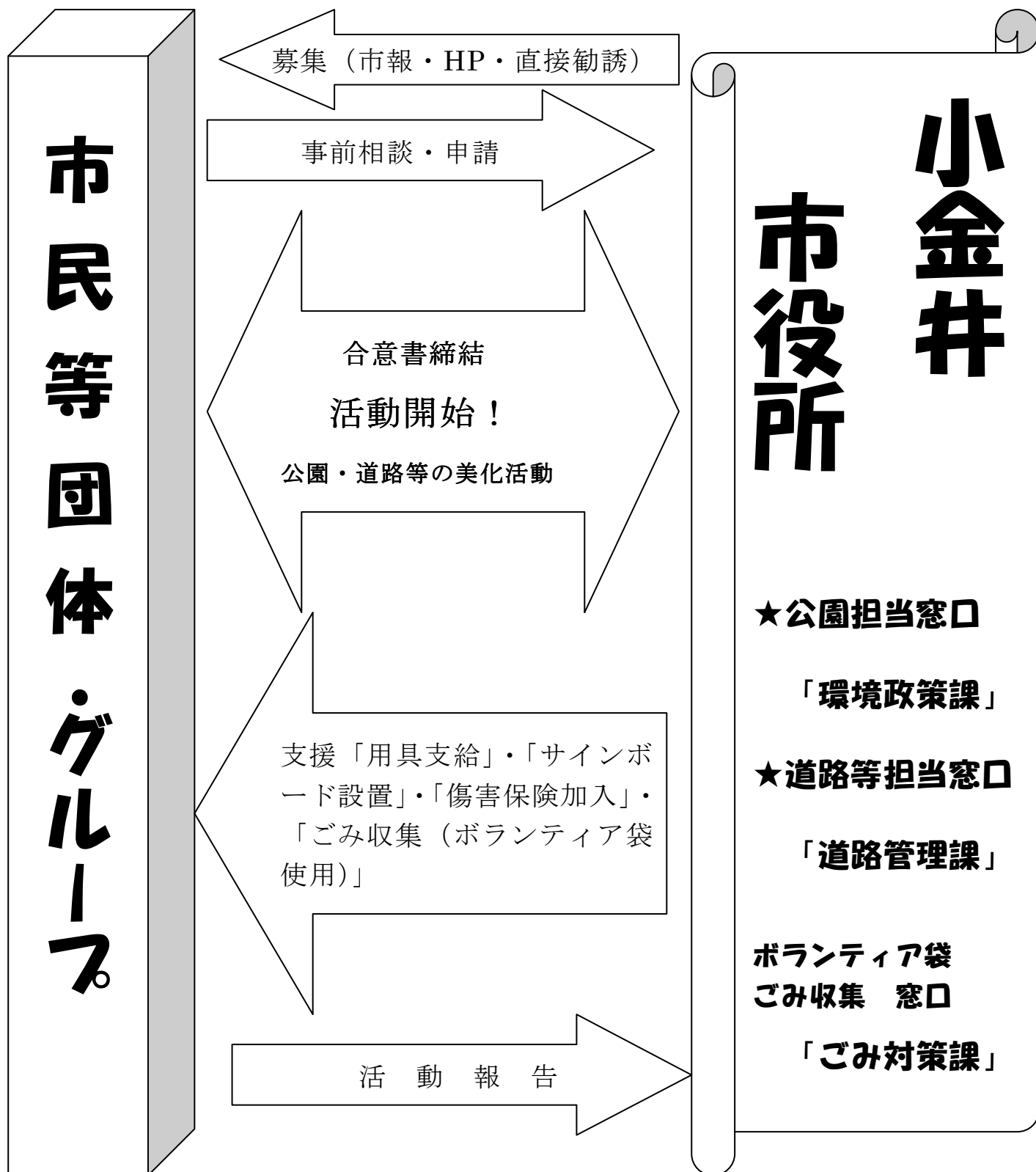
- (1) 活動は天候の良い日中に行ってください。
- (2) 幼児等子連れでの活動は安全上の問題が生じますので行わないでください。
- (3) 子どもが活動の主体となる場合は、責任者(保護者等)の監督のもとで活動してください。
- (4) 危険防止のため、活動中は市が支給するベストを着用してください。
- (5) 活動を中止する場合は、担当課まで活動中止届(様式第2号)を提出してください。

各連絡先

活動に関するお問合せは下記まで御連絡ください

- (1) 公園 →環境政策課(電話042-387-9860)
- (2) 道路等 →道路管理課(電話042-387-9849)
- (3) ごみ収集 →ごみ対策課(電話042-387-9835)

小金井市環境美化サポーター制度イメージ図



平成 年 月 日

清掃用具等請求書

(あて先) 小金井市長

住 所

(所在地)

団体名

(代表者氏名)

小金井市環境美化サポーターの活動に伴い、下記清掃用具等を請求いたします。

活動者数 (名)

品 目	請求数量	備 考
<input type="checkbox"/> 竹ぼうき	本	3名につき1本支給 1団体最大20本まで
<input type="checkbox"/> ちりとり	個	1団体につき1個支給
<input type="checkbox"/> ごみはさみ	本	3名につき1本支給 1団体最大20本まで
<input type="checkbox"/> 軍手	ダース	1名につき1ダース支給
<input type="checkbox"/> ベスト	着	1名につき1着支給
<input type="checkbox"/> その他 ()		

誓約事項

支給を受けた物品は、小金井市環境美化サポーターの活動以外には使用いたしません。